# 令和3年度 藤沢市外部評価実施結果報告書

藤沢市行財政改革協議会

## 目 次

1	はじめに	•••	1
2	実施概要	•••	2
3	外部評価	•••	5
4	評価者アンケートの結果	2	2
5	傍聴者アンケートの結果	2	3

## 1 はじめに

藤沢市の外部評価は、行政評価に市民の視点、専門的な視点を加えて評価を行うことにより、行政評価の客観性を確保し透明性を高めることを目的に、平成16年度、17年度の試行を踏まえ取組を開始し、平成18年度からは外部評価委員会を設置して第三者的な立場から重要事業・主要事業について評価を行ってきました。平成21年度から平成23年度までの3年間は、外部評価の一環として「事業仕分け」を取り入れ、また、平成23年度は事業仕分け実施事業の再構築後の現状等について検証等を行ってきました。平成24年度には外部評価委員会を廃止し、代わりに本協議会が主体となり行政課題の解決方法や改善方法などを議論する「課題解決型」の外部評価を試行し、翌平成25年度はその試行結果を踏まえ「課題解決型」外部評価「カイゼンふじさわ」を公開で実施しました。平成26年度以降はこの手法を一部改善した"外部評価及び「カイゼンふじさわ」"として、事業の実施状況を評価する外部評価と課題解決に向けた議論を別々に実施してきました。

平成29年度に実施した"外部評価及び「カイゼンふじさわ」"では、外部評価の際に個々の委員から出された意見と「カイゼンふじさわ」の結果に大きな差が見られない、といった課題や、事務事業全体を評価していたところ、事務事業の中の一部分に課題がある場合でも事務事業全体での評価となるため、適切な評価ができない、といった課題がありました。

このため、平成30年度からは「カイゼンふじさわ」を実施せず、非公開で実施 していた外部評価を公開の場で実施するとともに、事務事業の一部分(事務事業の 中の事業や補助金等)を評価できるように改め、実施しました。

令和3年度の外部評価は、当初8月に開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、1度延期とさせていただき、11月の開催となりました。事務事業全体を評価の対象とし、2事務事業の評価を公開で実施しました。

この報告書は、今年度の外部評価で出された評価者の評価と意見及び傍聴者の 意見を取りまとめたものです。市はこれらの評価及び意見を受けて今後の事務事 業の方向性等を定め、どのように取組に反映させるのか、広く市民に公表すると ともに、その具体的な取組を着実に進めて行くことが重要であると考えます。

## 2 実施概要

## (1) 目的

市が課題であると認識している事務事業や市民の関心が高い事務事業について行財政改革の視点に基づく議論・評価を行い、行政運営の改善や適正化の推進を目的とする。

## (2) 実施日時・会場

2021年(令和3年)11月1日(月)午後1時30分から午後4時本庁舎7階 7-1・7-2会議室

## (3) 評価者

藤沢市行財政改革協議会委員

選出区分	所属団体等	氏	名
	大学教授	加茂	具樹
	市民協働に関する専門家	坂井	雅幸
	大学教授	田中	則仁
学識	行政経験者	西井	たまえ
学識経験者	ICTに関する専門家	廣川	聡美
有	藤沢商工会議所	星谷	けい子
	湘南地域連合	宮城	宏之
	大学教授	渡邊	泰典
市民		髙久	進
	市民	髙橋	成壽
(公 募)		松村	はるみ

## 3 外部評価

### (1)対象事務事業の選定方法

令和2年度に実施した事務事業から、市が課題であると認識している事務事業や 市民の関心が高い事務事業を各部局から募集し、その中から、市の事務事業のあり 方及び評価に関する事項について調査審議を行う「藤沢市行財政改革協議会」の意 見をもとに評価対象事務事業を選定した。

## (2) 評価対象事業

事業名	事務事業所管部課	
市民農園運営費	都市整備部 公園課	
生涯学習推進事業費	生涯学習部 生涯学習総務課	

### (3) 評価方法

評価者は,事務事業所管課から事業の概要説明を受け,質疑を行った後,評価を 行う。

### (4) 評価

評価者は、事務事業所管課が作成した「令和3年度藤沢市事務事業評価シート簡易版」を基礎資料とし、事務事業についての説明資料などの附属資料を参考に、令和2年度の事務事業実施状況について次の視点により評価(1~4点による点数評価及び評価理由・意見等)する。なお、評価点については、全評価者の平均点とする。付記された評価理由及び意見等は、同様な内容については整理し、並列的に記載する。

## 視点ごとの点数評価

評価項目	視点	評価	
必要性	行政がその事務事業を担う	必要性大4点	
少 安 性 	必要性は大きいか	←→ 必要性小1点	
有効性	事務事業の実施目的に照ら	有効性大4点	
有 奶 注	して有効性は大きいか	←→ 有効性小1点	
効 率 性	事務事業は効率的に実施さ	効率的4点	
	れているか	←→ 非効率1点	

公 平 性	公平に実施されているか。受 益者負担の考え方は適切か。	公平4点 ←→ 不公平1点	
総合評価	事務事業の評価	事業の効果が 高い4点 ←→ 低い1点 ※「評価できる点」「課題」もあ れば記述	
事務事業の 方向性	今後の展開について	拡大4点 現状維持3点 縮小2点 廃止1点	

所管部課名	都市整備部 公園課
事務事業名	市民農園運営費
	市民農園は、市内の空閑地を借地し環境保全に寄与しつつ、市民が自然とふれあうことを目的として運営している。 ・特定農地貸付けに関する農地法の特例に関する法律に基づき運営。 ・市街化区域内に20か所、740区画開設。
事務事業の 概要	・3年間の賃貸借契約で借地。 ・利用期間は約3年間,公募で利用者を決定。現在の利用率は約90%。 ・利用料は,1区画20㎡あたり年額14,000円。減額制度があり,70歳以上の方と障がい者手帳をお持ちの方は,申請により
	1区画20㎡あたり年額9,800円。 ・特定財源は利用料約800万円。総事業費に対して利用料金での 充当は3割以下。
事務事業の課題	・他自治体の類似事業は農業施策の観点から運営しているところが多い。一方で、本市は事務事業概要に記載の目的で運営しているため、「農業に対する理解を深めること」や「農作業体験の場」の視点も必要である。 ・利用率も高くニーズがあるものの利用者は限定的で、特定財源が少ないため、事業費の多くは一般財源を使用している。市内には農家やNPO法人が実施する農園も複数存在するため、事業を行政側で継続していくかの検討が必要である。 ・施設・設備に関して、借地のため工作物の設置ができず、現施設も駐輪場のみであり、利便性の向上が図られない。 ・市街化区域内のため、近隣から使い方等の苦情も多く、利用者への制限が多い。 以上のことを踏まえ、市内の空閑地を借地し緑地を確保することにより環境保全に寄与するものであるが、多様化する市民のニーズや事業運営に関する課題が多く、運営方法やあり方について課題と捉えている。
所管課が 評価対象の 候補とした 理由	事業の方向性を定める上で、利用者にとって、市民農園の果たす役割、今後どうあるべきかについての意見を伺いたい。さらに、当該事業については、上記にある課題を抱えており、事業の見直しの検討が必要であるが、市民目線から意見を伺い、今後の参考としたい。
令和2年度 決算額	23,700千円

	外部評価結果
評価項目	評価理由・意見等
	・市民農園は市街化地域と市街化調整地域の2分類で所管課 それぞれにある農地の利活用は進んでいるようなので公園課 管は縮小、廃止の方向を考えてほしい。
	・利用率が9割となっていることから、市民ニーズがあること 認められる。また、市街地の中に畑地として空間を保つ機能を 揮し、懐かしくほっとする景観の維持や災害に強いまちづくり 面からも一定の貢献を果たしているものと思われる。しかし、 が土地の賃借料を負担して市民農園として確保しつつも未利 となっている区画があることも事実。事業全体としての必要性 否定しないが、個々の区画については見直す余地がある。
	・当事業は、法律等で市が実施主体となることが義務づけられいる訳ではなく、また、社会状況や利用状況等を考えたとき、 (行政)以外が主体となって運営することを検討すべき。
必要性 1.6点	・空閑地活用の一手段として「市民農園」があるが、その開設態により「特定農地貸付法によるもの」「市民農園整備促進法よるもの」「農園利用方式によるもの」の3種類に大別される公園課が特定農地貸付法に則り、市街化区域内の20箇所(70区画)で開設する市民農園については、一定の利用率水準を持しているが、市街化区域内に位置すること、利用者が極めて定的であるため、公費での事業継続には少なからず疑問が残る
	・自然と接するという事業目的と農作物を育てるという市民ーズは乖離していると感じる。自然と接するという意図であば、農地を運営する必要はなく、自然の多い公園にする方が、用者は偏らないと感じる。一方で、農家から行政が土地を借りことで、農家から土地を借りやすい側面はあると考える。市民らも行政に申し込んで農地を借りるということで、安心して農を借りることができると考える。ただし、市街化区域内の農地限定する必要がないため、公園課が所管することに疑問を感る。農地を貸し出す農家としても、相続時の評価減を期待してるとも考えられるため、いろいろな思惑が絡み合って生まれた業という印象を受ける。空閑地利用とあるが、現状の藤沢市の住ニーズを考えると、宅地として利用し住民税額を増やす方向の方が行政側・市民側のメリットが大きいと考える。
	・市内の空閑地の環境保全という当初の役割の面では公共性, 公益性を持っていたが,現在は公園が充足している状況から環 境保全の役割は終えている。市民農園のあり方の視点からは農

業水産課所管の市民農園事業と2本立てとなっており、また民間の事業者も増え、当該市民農園の必要性は減少している。

- ・行政が担うことではないと考える。事業運営に多大な労力が投 下されていることから、今後の運営継続は難しい。
- ・「環境保全への寄与と市民が自然と触れ合う」との目的の捉え方によって評価は異なってくる。環境省によれば、環境保全とは、「経済活動の影響で、環境保全上の支障となる原因になりそうな環境負荷を低減させる取組」とされる。本件の市民農園は、コンクリートなどで覆わない土の地面が維持されるが、化学肥料や農薬の使用による一定の環境負荷が考えられる。また、自然と触れ合うことについても、市民農園は、鉄やコンクリートではなく土や作物に触れる場ということから広い意味での自然として捉えることができるかもしれないが、自然公園や雑木林でなく農地であり人工的な空間。近隣住民から土煙や利用者の話し声に関する苦情が寄せられることもあり、生活環境面での課題も見受けられる。
- ・当事業は、市民が自然と触れ合うことを目的としており、利用率からその部分では事業目的を達成していると言えるが、一方、 農作物を育て収穫するというもう一つの要素も前者の目的以上に大きいものとなっている。

## 有効性

## 2.0点

- ・農地転用が困難な農振地域の土地有効利用として、農業水産課が所管し、13箇所(内2箇所は市街化区域内)550区画で「市民農園整備促進法」や「農園利用方式」による市民農園が開設されている。駐車スペースや農具の貸出、給水設備、農業指導等を含めた広範なサービスの提供で、利用者のニーズに対応してはいるが、更なる市民ニーズに応えるためには、事業主体を農家とし、運営をNPO法人に委託する貸し農園(レンタル畑)等の新しい事業モデルが望まれる(市内に4箇所現存)。
- ・自ら農作物を栽培したいというニーズに応えることはできていると考える。しかし、民間の類似事業に比べ利便性が劣後している。市民農園の役割を、民間事業、類似事業と重複を避けるようなポジショニングを定める必要があると感じる。
- ・市民農園の運営に水道施設を設置できない、駐車できないなど、ニーズに応える質的環境ができていない。また、これらの管理条件により利用は近隣者に限られ広く市民ニーズに応えられない状況にある。ただし、平均して利用率は高く、継続利用者の満足度は高いと思われる。

- ・市費の投下が2千万円/年はいかにも多すぎる。他にもっと配分すべき事業があると考え優先順位は低い。
- ・利用者負担率が3割弱となっている点はバランスを欠くように感じる。事業の行政目的と利用者の便益を考慮し、市、利用者双方のあるべき負担割合を目標設定して効率化に取り組む必要がある。そのため、まず、未利用区画の整理(経費削減)と減免制度の見直し(収入確保)を行うことが考えられる。減免制度は借受者が70歳以上又は障がい者の場合に貸付料が3割減額される仕組みだが、その適用者は6割と非適用者より多くなっており、この割合は超高齢化社会の進展とともにさらに高まると考えられる。また、借受者の年齢等を基準としており、利用実態との乖離も懸念される点である。早期に対象年齢の段階的引き上げ等の見直しを図るのが良いと思われる。
- ・当事業が効率的に執行されているか、又は1利用者当たりのコストが妥当かどうかの観点もさることながら、利用者が農園周辺の居住者であり、またリピート率も高いということ(利用者が一部の限定された者となっていること)から、多くの財源を充てることには疑問が残る。

## 効率性 2.1点

- ・公園課が所管する市民農園は、散在する空閑地を賃借し、都市公園の補完的役割を果たす緑の広場運営目的の1つである家庭菜園を起源としている。公平性・受益者負担の観点から平成25年度より有料化し、全事業費の概ね30%程度を利用料で賄うに至っている。これらの市民農園は全て市街化区域に位置すること、規制の多い硬直的な「特定農地貸付法」に基づく開園であることを考慮すると、農地法ではなく、都市計画法による市街化を優先させるべきと考える。
- ・借り上げ農地の維持費を公費で賄うのであれば、固定資産税相当額の借り上げ費用は高い。農地のままであっても草刈りなど土地の整備負担が発生するのだから、整備費用額を借り上げ額から控除するのが妥当ではないか。「固定資産税額<整備費用」となる場合であっても、相続税対策として農地としての評価が適用となるため、農家にとっては無料でも貸し出すメリットがある。
- ・市民農園の草刈り、剪定や利用者及び住民のトラブル対応など、必要業務を誠実に行っており、質的レベルを維持した上での事務に関する経費の今後の削減は難しいと思われる。事業効率性

としては、利用料収入より一般財源の負担が大きく改善すべき課題となっている。

- ・毎年の利用者が申込数で700余名。これは市民数からみて偏っている印象がある。
- ・利用者は公募しており、仕組みとしては公平性が確保されている。しかし、実際の利用者は、リピート率が高く固定化している 状況が見受けられる。車の駐車場所がないなど遠方からの利用が 難しく、利用は事実上市民農園近隣の住民に限られることが大き いと思われる。利用者負担率が3割弱となっているが、こうした 状況からも見直す必要があると考える。

また,利用者の固定化を緩和する方策として,同一区画に複数 申し込みがあった場合の抽選方法を工夫することも考えられる。 継続応募,新規応募,前回落選者などの状況に応じて当選確率を 調整する方法。この当選確率の調整は,公営住宅の抽選において 優先枠といった形で取り入れられているのではないかと思われ る。

## 公平性 1.8点

- ・農園利用者1人当たりの負担は廉価であり、事業全体における 負担率は約3割となっており、70歳以上については減額措置が あることから負担率はさらに低くなっている。一方、農園を利用 できる者はどの農園についてもごく限られた者となっているこ とから、受益者負担額を更に上げるなどの見直しが必要と考え る。
- ・公平性の観点から、受益者が一部市民に限定される事業を、公費を投入して実施することは原則に反する。公園課所管の市民農園は、隣接する住宅との距離が近いことから、付近道路での違法駐車・公園の水利用・冬季における洗濯物汚染等のトラブルが多発したことを町内会長として経験している。従って、市街化区域内で、特定農地貸付法に基づく市民農園を運営することは適当とは言えない。
- ・人口43万人に対して,800弱の区画,高齢者リピーターが多いことを考えると,一部の高齢者が受益者となっており,公平ではないと考える。1区画あたり4万円弱の公費負担も多く,3年契約であれば,1区画の受益者に12万円の公費が拠出されていることになる。改善にあたり,①高齢者の減額制度を廃止する,②契約年数の短期化(単年度,夏休みなど一定期間),③利用費

用の値上げ、④子育て世帯の場合は住民税額による利用料金を設 定(保育園のようにする)、⑤農家の相続税対策として農地を維 持している側面があり、隠れた利得者となっている。一部の農家 に公費が支払われている点も公平性を損なうと考える。農家が荷 物置き場を整備するなど, 利便性を高める工夫を求めない限り, 単なる農地の貸し出しによる固定資産税相当額の公費支出は公 平性がない。⑥固定資産税額とぴったり同額を拠出しているの か、加算しているかも公開すべき。

・管理条件のあり方から受益者は一部(特に近隣の住民)に限 られており、公平ではない。受益者負担を行っているが、事業 運営は一般財源で大きく補っている状況であり、これも公平性 の観点から課題であると考える。

## 評価できる点

- ・空閑地の利用は良い。しかし、緑の広場が公園として必要に応 じて設置されているなら、目的は達している点
- ・利用率が9割と高いこと。多数の区画が確保され、市街地の開 放感や懐かしい景観の維持,災害対策面への寄与を果していると 考えられること。市民に土に親しむ機会が提供され、張りのある 生活や健康増進に寄与している点
- ・利用率の低い区画から縮小廃止を検討している点

## 総合 評価

# 1.8点

- ・利用者に自然(土)に触れ親しみ、農作物を育て収穫するとい う喜びを与えることができる点
- ・土地所有者と市が契約し、各地区の自治会・町内会に管理を委 託していた「緑の広場」の一部を、自然との触れ合いを重視した 「市民農園」として活用したこと, 更には公平性の観点から有料 化し、市民ニーズに応えながら、一定水準の利用率を維持してき た点
- ・市民の農作物栽培ニーズを充足している点
- ・市内空閑地の環境保全に寄与してきた。利用率は高く継続利 用者も多いようで、維持管理業務を誠実に行ってきたことがう かがえる点

## 課題

- ・市街化区域での農園には現時点では問題が多くなっており,廃 止に向けた広報を始めることが必要。
- ・市が土地の賃借料を負担しつつも未利用となっているなど見 直しの対象とすべき区画がある。
- ・利用者の固定化への対応を検討する必要がある。
- ・利用者負担率の引き上げに向けた検討を行う必要がある。
- ・類似事業を展開する経済部と緊密に調整し,事業移管を含めた 検討。
- ・トラブルが多く行政の対応が十分できていない。
- ・利用者が限定され、受益者としてさらに負担加重することが適当。
- ・利用者1人当たりの契約期間が3年は長い。
- ・市街化区域は、都市の郊外化を抑制するために制定された、都市計画法によって定められた区域であり、農地法よりも都市計画法が優先すべき場所である。都市計画法によって概ね10年を目途に、優先的計画的に市街化を図るべき区域であり、市民農園として利用することは適切とは言えない。
- ・既出の事務事業の課題にあるように、農業への理解を深める、 農作業体験の場といった視点がなければ、赤字の土地貸し出し事 業となってしまう。継続する場合は、事業目的(何のための事業 か)と受益者(誰を対象とするのか)を整理する必要がある。
- ・公園課の主管事業であれば、一定以上の公園内に小さな農園を設置したり、緑の広場に農作地を設置したりするほうが良いと考える。
- ・維持管理形態に今後の改善の余地がない。展開場所の今後の拡がりも考えられず、当事業は見直し時期に来ている。

## 今後の展開について

- ・農業水産課所管の農園利用を促すよう伝えていくことが必要。
- ・事業の必要性は否定されないが、事業目的、効率的な運営、公平性の確保の面で、検討の余地があると思われる。仕組みとしては安定的に運営されているので、必要な区画の見極めと運営の進化を図っていただきたい。
- ・当事業の目的を現在のままとするのであれば、特に畑をはじめ 農地・農家が多い地域を中心に実施箇所を減らすこととし、更に 運営主体も市(行政)から、よりフレキシブルで利用者の意向に スピード感をもって対応できる農家又はNPO法人等へ切り換 えていく。
- ・今後は事業目的を改めて見直し、例えば防災の観点からの有効活用の視点から事業化を検討する。
- ・市街化区域内にある空閑農地は、農地転用を促進する。

## 事業の 方向性 1.5 点

- ・農振地域の空閑地については、「農園利用方式」に則り、農家やNPO法人を事業主体とする運営を原則とし、利用者の多様なニーズに応えるが公費は支出しない。
- ・2022年11月に生産緑地が指定解除となる前に、特定生産緑地に指定替えを行い、急激な宅地化による都市環境の悪化に備える必要がある。
- ・現状は、一部のリピーターが主な受益者となっているため、設置場所の変更(大きな公園や緑の広場)、受益者の更新不可、若年層(ファミリー層)の開拓、利用期間の柔軟化、利用料の値上げ、など改善しなければ納得感が得られないと考える。所管違いと思うが、農業体験のはじめの一歩の場として、将来的に民間類似事業の利用を促したり、農業者の育成の場として利用するなど事業自体の方向転換が必要と考える。契約期間の関係もあるが、現状の一部受益者のみの利用では、市民の理解と納得は得られないと感じる。
- ・市民農園は、農業水産課所管の市民農園に一元化し、市民の「農業への理解」を役割期待とするのが、今後の方向性であると考える。公園課所管の市民農園は既に増やす計画もなく、土地所有者

次第で減少していく見通しに任せている状況であり,事業効率の
悪化を防ぐためにも一元化の上で収束させるのがよいと考える。

部課名	生涯学習部 生涯学習推進課
事務事業名	生涯学習推進事業費
事務事業の概要	市民の主体的な学習を推進し、その学習成果を生かすことができる生涯学習社会の構築を目的として、生涯学習講座を実施している。 1 藤沢市生涯学習活動推進室の運営・管理 2 生涯学習講座の実施 (1)生涯学習大学 郷土愛を育む活動分野(放送通信コース)、人材育成・学習成果活用分野(地域活動コース、市民講師コース) (2) 4大学市民講座 3 藤沢市生涯学習人材バンク「湘南ふじさわ学びネット」の運営 4 生涯学習出張講座「こんにちは!藤沢塾です」の運営 ※うちオンライン等を活用して実施した講座 放送通信講座、地域活動講座、市民講師企画講座、4大学市民講座
事務事業の課題	新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、一部オンライン開催に切り替えた。 新型コロナウイルス感染症の影響は今後も続くことが予測され、オンライン等の手法を継続して取り入れていく必要があるが、実施にあたってはいくつかの課題がある。 1 オンライン環境が不十分な受講者が参加できない受講者すべてがオンラインに対応できる訳ではなく、通信や機器の環境面で対応できない方がいる。 2 受講者同士の結びつきが希薄になる生涯学習講座は、「地域コミュニティを活性化」することも目的の一つであるが、直接対面する機会がない中で、目的を果たすことが難しくなっており、対面開催の必要性が感じられる。
所管課が 評価対象の 候補とした 理由	オンライン開催によっても十分な学習効果が得られると考えて事業 を実施しているが、コロナ禍における事業のあり方について意見を伺 い、今後の取組の参考としたい。
令和2年度 決算額	5,298千円

評価項目	評価理由・意見等				
	・地域人材の育成を通じ、さらには郷土愛を育むことをめざしているが、この課題を行政が担わなければならないのか疑問が 残る。				
	・市民に広く学びの機会を提供する事業となっている。民間のカルチャーセンターでも多様な有料講座が提供されているので、こうした取組では、公費による重複事業や民業圧迫とならないよう留意する必要がある。当事業については、藤沢という地域への興味関心を引き出し、知ることや、市民生活を豊かにすること、地域づくりに積極的に関わろうとする市民の学びの場等の観点から事業が実施されており、公共性、公益性を有し、必要性が認められる。				
	・当事業は①生涯学習②生涯学習人材バンク③出張講座等で構成されており、いずれも任意事務であることから、より行政が主体となって実施すべきものを選択していく必要がある。				
必要性 2.8点	・生涯学習は、次の3点で必要とされる。第1は、複雑な構造変化が急激に進む現代社会にあって、従来型学校教育で修得する知識だけでは変化に対応できない。絶えず生み出される知識・概念・論理を学び続けることが必要であり、大きな意義がここにある。第2は、心の豊かさや生きがいに係る学習需要に対応することで、自己実現に加えて、地域社会の活性化や高齢者の社会参加、青少年の健全育成等に役立つ。第3は、学歴偏重社会の弊害是正にもつながるという点であり、行政が事業の主体となることには、大いなる意義と期待がある。				
	・市民の主体的な学習を推進するという目的は公共性がある。 一方で、学習成果を生かす場の構築については、地域人材の育成を意図するならば、事業目的がすり替わっていると感じる。 夜間学校の様に、若い頃学ぶ機会を得られなかったり、正規の 教育を受けられなかった人たちの受け皿となるような事業が必要ではないか。				
	・コロナ禍で市民の生活環境が厳しくなった状況だからこそ, 生涯学習事業が市民ニーズを掘り起こして応える必要性がある と考える。				

- ・事業の基本的なねらいは重要と考えるものの, 行政が中心になっていくことがどうしても必要なのかとの印象がある。
- ・事業の有効性が認められるが、講座の参加数がやや限定的とも感じる。これは、開催日時の都合が合わないといった時間的制約や、講座によっては交流や地域人材の育成といった行政目的が前に出て負担感がある可能性もある。行政としてカルチャーセンターとの差別化を図る必要もあり、そうした方向性を出すことは理解するが、生涯学習という括りの中で少し違和感を感じる向きもあると思われる。結果として期待する効果に繋がればよく、行政目線でなく受講者目線を追求した講座の見せ方を工夫する、あるいは、生涯学習講座と区分した講座として整理するなどの検討もしてみるとよい。参考までに、神奈川県の場合、地域人材育成の取組は神奈川コミュニティカレッジが担い、一般の生涯学習講座と区分して実施されている。

## 有効性 2.5点

- ・当事業は市民の自主性も高いことから市民ニーズに応えたものとなっており、参加者(市民)の満足度も高いと言えるが、特に生涯学習講座において、既に民間のカルチャーセンターで実施しているもの、及び、カルチャーセンターが実施することが適当なものについては移行していくことも必要である。
- ・趣味の延長としての学習活動の成果を,個人生活充実のために活用することに関しては,相応の実績が認められる。本来的な生涯学習を実現するためには,高度情報化の進展・ライフスタイルの多様化・地球環境問題の進展・人生100年時代の到来といった喫緊の課題解決に向けた学習環境を早急に整える必要がある。人口減少と高齢化による地域コミュニティ消滅の危機を身近に感じる時,個々人の学習成果を地域の課題解決に向けた活動へと転換することも強く求められる。
- ・各講座を俯瞰したときに、何を意図して開催されたか不明である。市民に理解ができるよう、市民ニーズをビジュアル化した上で、個々のニーズにどのように取り組んだかを説明しなければ、ラジオ講座や大学の講座との違いがわからない。
- ・個々の講座の利用率が高いとはいえない。コロナ禍で激減した 講座をオンラインでカバーできておらず、実施した事業が効果を あげるまで至っていない。生涯学習の効果測定は長期的なものに なるとの考え方で、具体的な指標がわかりにくい。

- ・市費を投入している事業である以上,その成果,効果測定もあって然るべき。
- ・効率的に運営されていると言える。限られた予算で、生涯学習推進室の運営や生涯学習講座、出張講座、大学市民講座など多様な事業が展開され、市民講師の発掘、育成にも取り組まれていることから、地域資源、人材が有効に活用されている。
- ・事業費については概ね効率的に執行されている。費用対効果あるいは1利用者当たりのコストの妥当性については、民間での状況を参考にした、さらなる検討が求められる。

## 効率性 2.5点

- ・統括組織として生涯学習活動推進室を設置し、生涯学習講座の 実施・生涯学習人材バンクや生涯学習出張講座の運営を枢軸とした活動を積極的に推進してきた。総合的生涯学習施設である13 公民館(市民センター併設館を含む)におけるサークル活動では 年間4万人超の実績があり、概ね効率的な運営がなされていると 言える。しかしながら、利用者の高齢化や学習意欲を持ちながら も講座に参加できない人が多いことを考慮すると、今後の利用者 減少が懸念される。
- ・大学の市民講座では何を学ぶことができるのか、テーマだけでは判断できない。より具体的な情報提供がなければ、興味を持たれないと考える。広報ふじさわを読まない人にイベント情報が伝達できていないと思われる。市のホームページ、タウンニュースなどわかりやすい媒体への告知を実施すべきと考える。
- ・令和2年度は、以前に比べて人件費が増えており、市民1人当たりの負担額も大幅に増加している。個別の実施状況を見ると、対面・集合型学習をベースに考えられており、コロナ禍でできる範囲でオンラインに切り換えたという実態がうかがえる。結果として、事業全体は効率的にはなっていない。

# ・参加者の実人数を想定すると,市民の一部ではないかとの印象がある。そうなると公平性に欠けるのではないか。

## 公平性 2.1点

・コロナ禍でのオンライン開催においては通信環境の整わない 市民が参加できないといった課題もあるが、無料で誰でも参加 できる講座が展開されており、公平性は概ね保たれていると言 える。通信環境の課題は、新型コロナウイルス感染症の状況を 見て、リアルとの併用を図ることである程度対応できる。一方 で、通信環境は整っていても、時間の都合がつかず参加できな いケースも少なからずあるものと思われる。市民サービスを向 上し、事業効果を高める観点から対応策の検討が望まれる。 また、当事業に係る市の事業費負担は過大とは言えず、当面 は参加費無料の現状を維持するのがよいと考える。ただし、今 後、マンツーマンに近い形の講座などを検討する際などには、 受益者負担についても検討する必要がある。

- ・具体的事業,講座の中で行政からの発信として必要なもの及び教育的側面の大きいものについては,無料であることも理解できるが,一般教養になるものを扱い,分野が一部の特定の者に限られるものについては有料とする。
- ・好むと好まざるに拘わらず、高度情報社会の進展によりユビキタス社会に向かっていることは否定できない。生涯学習にあっても「何時でも・何処でも・何でも・誰でも」が学べるサービスが提供されるべきである。この際、デジタル・デバイド(情報格差)に留意しつつも、高度に訓練されたITリテラシー(Literacy)を身につけた「人財」を多数確保することが不可欠であり、相応の事業費支出増があっても止むを得ない。支出を制限すると成果も限定的となる、事業費がないことを「しないこと」の言い訳にさせてはならない。
- ・受益者が参加者に限定されているが、講義を動画で公開する など多くの人に届ける方法を考えなければ、趣味への公費負担 と評価されても仕方がないと感じる。リピーターと初参加者の 人数や割合を把握しなければ、イベントの情報伝達を含め有効 な対策は出てこないと考える。
- ・講座の開催時間や日程が柔軟になっていない。日中仕事をしている生活者の利便性や、夜間実施・オンデマンドなどの時間制約の少ない講座などを増やす必要があると考える。特に通信環境の激変により、オンラインなどの非対面・非集合型ニーズが今後も増加することを想定して、集合設備維持型の経費運営から通信システム重視の取組に転換が必要である。

#### 評価できる点

## 総合 評価

## 2.3点

- ・市が中心になって、きっかけづくりを行い、生涯学習事業を 示してきた役割はあった。しかし、オンライン化への対応は不 可欠。
- ・市民の様々な関心興味に対応する幅広い学びの機会が提供されている点

- ・全ての講座が参加費無料となっており、誰でも負担なく参加できる点
- ・市民講師の登録だけでなく、講師のスキルアップや活躍の場 の提供の取組が行われている点。
- ・4本柱で構成される当事業は、「全体として市民の主体的な学習を推進し、その学習成果を活かすことができる生涯学習社会の構築」という目的を概ね達成している。
- ・市の総合的な生涯学習施設である公民館(市民センター併設館を含む)は、市内13地区に並列設置されており、市内公民館には、約2、300のサークルがあり、4万人の市民が活動している。また、市民センター・公民館にはそれぞれ14の地域団体があり、地域活動に取り組む市民も多いことから、市民は、学習や活動に対して熱心に取り組んでいると言える。
- ・市民に対する生涯学習支援は必要だと考える。
- ・コロナ禍における事業のあり方について、オンライン開催による学習効果発揮に向けてWeb、Zoom、YouTube などの活用に積極的に取り組み、講座参加者数の維持に努めた点。

#### 課題

- ・13地区にある公民館を活用した Wi-Fi 拠点にしていくことで,通信環境が悪い方にも利用してもらえる。
- ・再放送のあるラジオ放送講座を除くとオンタイム参加となっており、多くの市民の参加ニーズを逃している可能性がある。
- ・オンライン講座では通信環境の整っていない市民は参加できない。
- ・"生涯学習"という法律等では義務付けられていない市の独自 事業という観点からは、今後市全体の事業(費)の中での適正規 模について常に問題意識をもって検討していく必要があり、判断 にあたっては市民のニーズの把握も必要である。
- ・生涯学習を趣味の延長との考えから、市民の誰もが「何時でも・何処でも・誰でも・何でも」学ぶことができ、生涯にわたり生きがいを持ち、より豊かな人生を送ることができる社会を実現するための大切な手段とすべきこと、また得られた「学び」を一過性

のものにさせないシステム作りに努力すること。

- ・各年代,世帯構成,性別など,カテゴリーを細かく分けて,どのようなニーズがあり,どのようなコンテンツを提供するかを考えるべき。
- ・地域人材の育成については、生涯学習とは別の事業として独立 させたほうが良い。生涯学習に位置づければ、不況期の事業費削 減の対象と見なされやすい。一方で、地域運営に欠かせない人材 の育成事業となれば、容易に削減対象とはならないだろう。
- ・コロナ禍により施設利用に制限がかかったにもかかわらず,講座・イベントは集合型をベースにした企画が多く,出張講座などは実施数が激減し代替企画の工夫が見られない。

### 今後の展開について

- ・改善課題(上記)に取り組んでいただきたい。
- ・市民サービスを向上し、事業効果を高める観点から、より多くの市民が参加できるよう工夫することが必要である。既に検討されているオンラインとリアルの併用のほか、オンデマンド配信や見逃し配信を導入するとよいのではないか。

また,通信環境がない市民に対しても生涯学習推進室でそうしたサービスを提供することができると思う。オンライン開催の場合,これらは比較的容易に実施できる取組と言える。

## 事業の 方向性 2.8点

- ・新型コロナウイルス感染症や自然災害下においても、芸術、文化、市民の自発的学習などは重要であるという観点も踏まえつつ、今後、当事業の展開にあたっては、定員割れやテーマによっては民間カルチャーセンターとの棲み分けも求められる。なお、同時に新型コロナウイルス感染症が発端とはなったが、今後は好むと好まざるとにかかわらず対面からオンラインを活用しての事業実施となることは必至であることから、行政として、その環境整備を進めていくことが求められる。
- ・生涯学習の先進国フィンランドでは、生涯教育に取り組むことで国が向上するとされ、生涯教育への取組が国家戦略とまで考えられている。日本では、生涯学習を趣味の延長と位置づけている傾向がある。現状を打破するためには、社会人になっても、スキルや能力向上、新しいキャリアの選択等、人生の再設計を行い教育機関に戻って学ぶことができる教育システム(リカレント教育)の整備と図書館の更なる有効活用と機能強化が必要である。教育有給休暇や学費の無償化など、「学び直し」を促進させる制

度整備も必要である。

- ・事業自体は行政が取り組むべき事業であると感じる。一方で、 取組内容は特定層しか対象としていないと感じる。市民全体向け の講座では興味を持たれないため、ここの層にヒアリングした上 で、事業を構築する必要がある。全講座を対象に評価を実施し、 グランプリを表彰するなど盛り上げる施策も重要ではないか。学 校では学べない、性教育、子育て、DV、貧困、離婚、虐待、依存 症、学習障害、ADHD など、見えづらい家庭の課題などについて学 ぶ機会があってもいいと思う。親目線では、学校で対応できない 分野の学習機会を親と子供に提供してほしいと感じる。
- ・学習のデジタル化を大きな時代潮流として捉えきれておらず、従来型発想の場所ありきの学習様式のもと、コロナ禍でできる範囲のデジタル対応に留まっている。豊かなデジタル型学習を目指して、行政側のシステム投資とスキル開発を進めると同時に、利用者のデジタル環境構築・ノウハウ取得支援・浸透施策の強化など進めていく必要があると考える。限られた財源のもとでは、従来型事業との実施バランス(経費バランスを含む)を見直す必要がある。

### 4 評価者アンケートの結果

「外部評価」の評価者6人に対し、実施手法等についてのアンケートを実施した。

## (1) 評価時間(1事業50分)について

適切	やや長い	長い	やや短い	短い
4件	1件	0件	1件	0件

## (2)評価対象事業数(2事業)について

適切	やや多い	多い	やや少ない	少ない	未記入
2件	0件	0件	2件	0件	2件

## (3)配付資料のわかりやすさについて

	5件・紙ベース資料が多すぎ、資源節約も考慮してほしい。特に
わかりやすい	生涯学習の添付資料が多かった。
	・生涯学習に関する資料は、やや多いと感じた。
わかりにくい	1件・説明文の用語や表現がわかりにくい。
	・専門用語がわからない。

### (4)市側職員の説明・応答について

適切	おおむね適切	やや不適切	不適切	その他
3件	3件	0件	0件	0件

## (5)評価・議論の流れ(全体の構成)について

適切	おおむね適切	やや不適切	不適切	その他
4件	2件	0件	0件	0件

### (6)評価・議論の内容について

適切	おおむね適切	やや不適切	不適切	その他
3件	3件	0件	0件	0件

## (7)「外部評価」についての意見・感想

ア 評価者として初めて参加させていただきました。担当部局の皆さんも真摯な態度で対応され、他の評価者の意見も含めて大いに勉強になりました。1事業50分という評価時間はちょうどよかったですが、参加できなかった評価者が多くいたことを考慮すると、次回は最低1時間の確保が必要と感じます。有意義な取組ですので、原局の負担にも配慮しながら続くよう願います。

イ 評価委員が評価を述べるにあたっては、限られた時間を有効なものとするよう簡潔にまとめる事が求められる。

- ウ 藤沢市外部評価は、900件の事務事業の必要性、改善点を評価する重要な 仕組みです。それだけに、今後も不断の努力で、市民が納得のいく事業が、適 切に実施されていることを確認していくことが使命です。それには、今年度は やむを得なくとも、審議にかける事業の件数を、もう少し増加させて、きちん と精査していくことが必要です。担当部局のご負担はあろうかと思いますが、 毎年10件程度が俎上に上がるといいかなと思います。そのためには、外部評 価も1年に2-3回開催してもいいかと思います。
- エ 第3回行財政改革協議会にて意見が出たが、候補として提出されたテーマが協議とするには課題性が低い(課題が明らかで協議する余地がない)ものも散見され、今後の候補選択のあり方を検討していただきたい。
- オ 現在も営々として続いている「老舗」は、優れた商品を提供し続けたからだけではなく、その時代に最新であったからだと言われています。いくら優れていても、時代の変化に対応した改革を怠ると、次の時代には生き残ることができません。今日、設立した会社が30年後に残っている確立は、0.02%と言われる所以です。次なる時代にあっても、輝かしい藤沢市であり続けるため、他まぬ改革を推進することが不可欠と感じます。そのお手伝いができれば幸いと思っています。
- カ 行政用語や事業の経過が、詳しくわかるとよい。

### 5 傍聴者アンケートの結果

今回の「外部評価」に際して、傍聴者へのアンケートを実施した。回答総数は3件(回収率60%)であった。

#### (1) 傍聴者の居住地について

藤沢市内	市外	未記入
2人	1人	0人

## (2) 傍聴者の年齢について

29 歳以下	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳以上	未記入
0人	0人	1人	2人	0人	0件

#### (3)「外部評価」をどのようにして知ったか(複数回答)

広報ふじさわ	ホームページ	ポスター・ チラシ	知人から 聞いて	その他	未記入
0件	1件	0件	2件	0件	0件

## (4) 傍聴の理由(複数回答)

関心がある テーマだから		関係のあるサー ビスを利用して いる	その他	未記入
0件	2件	0件	1件	0件

※その他・・・「外部評価」そのものに関心がある。

## (5) 評価時間(1事業50分)について

適切	やや長い	長い	やや短い	短い	未記入
1件	1件	0件	0件	0件	1件

## (6) 評価対象事業数(2事業)について

適切	やや多い	多い	やや少ない	少ない	未記入
1件	0件	0件	0件	1件	1件

## (7) 配付資料のわかりやすさについて

わかりやすい	わかりにくい	未記入
2件	0件	1件

## (8) 市側職員の説明・応答について

適切	おおむね適切	やや不適切	不適切	その他	未記入	
1件	1 件	0件	0件	0件	1件	

## (9) 評価者の質問・意見について

適切	おおむね適切	やや不適切	不適切	その他	未記入
2件	1件	0件	0件	0件	0件

## (10) 評価・議論の流れ(評価全体の構成)について

適切	おおむね適切	やや不適切	不適切	その他	未記入
2件	1件	0件	0件	0件	0件

## (11) 評価・議論の内容について

適切	おおむね適切	やや不適切	不適切	その他	未記入
2件	1件	0件	0件	0件	0件

### (12)「外部評価」についての意見・感想

- ア たまたまHPで開催を知った。市のHPのトップで告知してほしい。
- イ 多くの市民に公開するなら、土日に開催してほしかった。傍聴者が少なくて 残念。
- ウ 行政運営において、最も大きな問題は、「所管課及び市が、必要かつ経済的、 効率的に事業を実施していて、効果もある。」と認識しているが、市民目線で考 えると必ずしもそうではない事業が漫然と継続されていることである。所管課 が外部評価の対象事業を選定するのは、真の意味での問題ある事業が炙り出さ れないと考える。所管課の意思決定の根拠にするためのもののように感じた。
- エ せっかく公開しているのならば、あくまで参考として、傍聴者に事業の方向性について、挙手で意見を聞くという方法を検討してもよいと感じた。
- オ 「外部評価」を実施していることをPRするためのように感じた。2事業は 少なすぎる。
- カ 国の事業レビュー公開プロセスのように(業者を介さず)録画して配信する こともコストをかけずにできるのではないか。
- キ 大変勉強になりました。興味深かったです。